

# 社会保険 おきなわ

2021. 1 No.490

## 今月の記事

新春会長インタビュー 2-3p

年金事務所・協会けんぽ年頭のご挨拶 4p

職場の健康づくりをお手伝いします! 6-7p

### 年金事務所

20歳から国民年金 5p  
社会保険関係事務の調査結果について 10p

### 協会けんぽ沖縄支部

健康保険委員表彰/医療費のお知らせ 8p  
退職後の健康保険加入のご案内 9p

### 沖縄県社会保険協会

社会保険Q&A「教えて城間先生!!」 11p  
年金シニアライフセミナーのご案内 12p



謹賀新年



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2[タカダ若狭ビル501号]  
TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 e-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp





# 年頭のご挨拶



日本年金機構

那覇年金事務所  
(県代表事務所)

所長 本濱 哲 二

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

沖縄県社会保険協会会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は公的年金事業の円滑な運営に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年四月から資本金が一億円を超える大規模法人については、社会保険の主要届書である月額変更届、算定基礎届、賞与支払届の電子申請の義務化が始まっています。電子申請は二十四時間いつでも申請可能で郵送費などのコスト削減にもつながりますので、大規模法人以外の事業所につきましても届出の電子申請に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、全国的に新型コロナウイルス感染症が蔓延していますが、事業所が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は社会保険料の猶予制度がありますので、日本年金機構のホームページでご確認いただく

か、又はお近くの年金事務所でご相談いただくようお願いいたします。

最後に年金相談予約制のご案内をさせていただきます。年金事務所では年金相談は予約制により実施しております。

予約することにより窓口での待ち時間が短縮できるほか、事前にお客様の情報を準備できるので相談時間短縮並びにスムーズな相談ができ、利用されたお客様からもご好評をいただいています。お近くに年金相談に来られる方がいらっしゃったれば幸いです。

日本年金機構では今後とも公平公正な事務処理並びにお客様サービスの向上に努めてまいりますので昨年同様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、沖縄県社会保険協会の益々の発展と会員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念し新年のご挨拶といたします。

# 年頭のご挨拶



全国健康保険協会沖縄支部

支部長 宮里 博 史

あけましておめでとうございます。沖縄県社会保険協会会員の皆様をはじめ、ご家族、関係者の皆様方には爽やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は当協会けんぽ沖縄支部の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大によつて国内外各分野でこれまでに経験したこともない影響と混乱が発生し、感染拡大防止のため様々な対策が講じられました。また、この影響と混乱の長期化が予想されるなか「ウイズコロナ時代」の新しい生活様式やビジネスモデルが求められています。

さらに国内で急速に進展する「少子・高齢化」「現役世代の減少」「医療の高度化」「高額薬品の出現」等による医療費の増大、国家財政への影響、国民皆保険制度の堅持に向けて様々な問題提起がなされ、その対策のためこれまでに数多くの制度改革が実施されてきました。本年も

「マイナンバーカードと保険証の一体化」「オンライン資格確認」「オンライン診療の拡大」「PCR（パースナル・ヘルスレコード）の推進」や「医療・介護情報のビッグデータの活用」等が展開されます。

こうしたなか、当協会では、本年も基本使命である「加入者の健康増進をより一層図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるようにすること」を目指して第五期アクションプラン、第二期データヘルス計画、インセンティブ制度への取り組み等を推進してまいります。

また、「健康長寿おきなわの復活」に向けて企業ぐるみで健康づくりに取り組む「福寿うちなぐ健康宣言」参加事業所の拡大とそのサポート充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

本年も皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。沖縄県社会保険協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。

＼年金事務所からのお知らせです。／

新成人のみなさん



20歳から

国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。



加入するかしないかは、本人の自由でしょうか？

いいえ。加入して納付することは義務です。

国民年金は、**20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方**が加入することが法律で義務付けられています。



保険料を納めていない人が多いと、ニュースで見ました。私も払わなくていい？

「国民年金の納付率が6割」と報道されたことで多くの方が誤解されています。実際は、厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体の約98%の人がきちんと保険料を納付しています。（保険料を免除または猶予されている人を含みます。）



加入手続きはどこで行うの？

国民年金の加入手続きは、お住まいの市役所・町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所でお手続きください。



毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額**16,540円**（令和2年度）です。

保険料が割引される前納制度もあります。月額400円の付加保険料をプラスすると、年金が増える制度もあります。お支払いは口座振替が便利で、50円が割引される早割制度もあります。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。



毎月16,540円は払えない…そんなときはどうすればいいの？

納付が経済的に困難な場合、ご本人からの申請により保険料の納付が「**免除**」または「**猶予**」される制度があります。

学生の方は『学生納付特例制度』を学生以外の方は『免除制度』または『納付猶予制度（50歳未満）』をご利用ください。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は

各年金事務所の国民年金課です。  
（自動音声案内2番→2番）

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

沖縄県社会保険協会 会員限定

# 職場の健康づくりをお手伝いします!

～沖縄県社会保険協会では、  
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、  
健康づくりの支援事業を行っています～

## ◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門スタッフが、あなたの職場に伺います。

職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください!

### 【講演内容：例】

<b>保健師</b> ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 (血圧・体脂肪等測定)	<b>管理栄養士</b> ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 (食事ダイエット法)	<b>健康運動指導士</b> ・健康体操 (腰痛・肩こり予防) ・すぐ出来るストレッチ	<b>その他専門家</b> ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・ソーシャルワーク
---	---	--	--

◆講師の派遣費用は**無料**です。(講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。)

◆講習の時間は1～2時間程度です。

◆受講者は、20名様以上でお願いします。

◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。

※内容確認の為、協会より担当者様へご連絡致します。

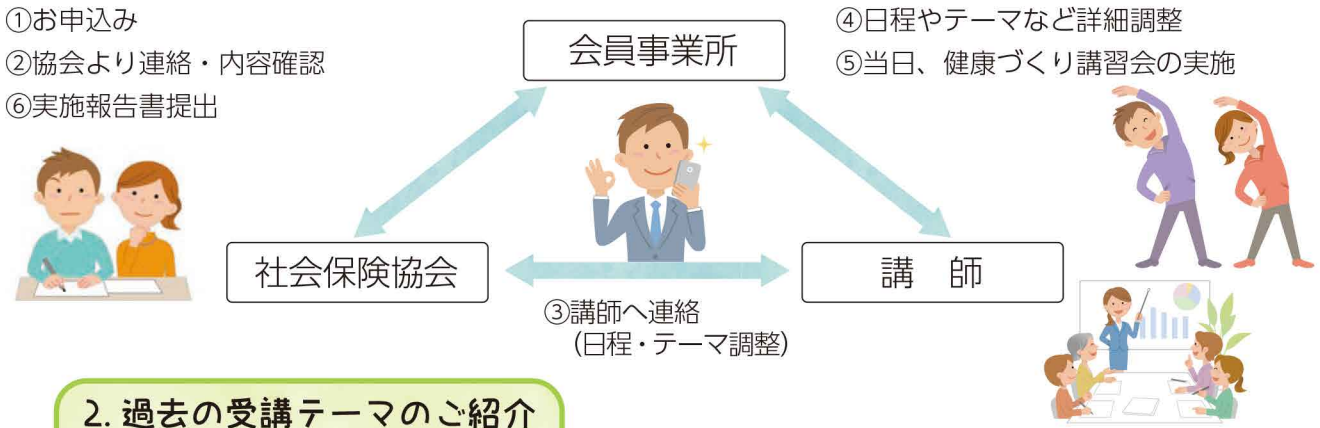
なお、新型コロナウイルスの感染状況により会員事業所様および関係者の健康・安全面を第一に考慮し、対応できない場合がございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 「職場の健康づくり」講師派遣申込書

**FAX : 098-861-2682** または  
**E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp**

所在地	〒 _____				
事業所名	(担当者氏名)				
電話番号	(E-mail 又はFAX)				
実施希望年月日	令和 _____ 年	_____ 月	_____ 日 ( )	午前・午後	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分
受講者予定数	男性 _____ 名	女性 _____ 名	合計 _____ 名		
実施場所	会場名 _____ 住所 _____ (講師用駐車場: <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し)				
希望講師	※希望の講師に <input checked="" type="checkbox"/> 印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 ( _____ )				
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせしていただきます。				

## 1. 健康づくり講習会の流れ



## 2. 過去の受講テーマのご紹介

-- 保健師 --	-- 管理栄養士 --	-- 運動指導士 --	-- その他専門家 --
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病に取り組み免疫力アップ</li> <li>生活習慣病予防と療養について</li> <li>たばこやアルコールの身体への影響について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病を予防する食生活</li> <li>新入社員向け食育講話</li> <li>ヘルシー料理講習会</li> <li>毎日の生活があなたの未来をつくる！ ～個人・職場でできる健康づくり～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康体操やストレッチなど講話と実技をまじえて</li> <li>肩こり予防や腰痛対策</li> <li>上手な有酸素運動の実践、食事指導</li> <li>体幹トレーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクハラ・パワハラについて</li> <li>働きやすい職場づくり（上手なコミュニケーション）</li> <li>メンタルヘルスへの対処やヘルスケア、未然の防止対策</li> </ul>



社内研修の一環として、1時間から1.5時間程度で利用されています。

## 3. 受講者の声をご紹介します ～受講した事業所様より実際にいただいた感想です～

食事や運動など講話の内容や資料がわかりやすく、資料を家族に共有したいと思いました。もっと聞きたかったです。職員も健康について考える、良い機会になりました。（保健師講話受講）

講師にスパイスの話丁寧に教えていただきました。刺激が強いのがスパイスだと勘違いしていましたが、胃腸の調子を整えたり、体を温めたりもできると知りました。身近な食材を使って健康に役立つ調理実習になり、良かったです。（管理栄養士調理実習受講）

最初、体が硬かったが体操を実践すると、最後はほぐれていたので、肩こり予防体操は毎日行うように取り組みたいです。先生と一緒にストレッチなどすることができて良い研修でした。仕事の合間にもできそうです。（運動指導士講話受講）

ハラスメント動画を見て意見のすり合わせや疑似体験などで理解が深まった。部下の叱り方には注意が必要で、普段使っている言葉についても気を付けるきっかけとなった。（その他専門家：キャリアコンサルタント講話受講）

パワーポイントを使いながら丁寧に説明していただきました。グループ別でのコミュニケーショントレーニングの実践などもあり、とても勉強になりました。（その他専門家：社会保険労務士・産業カウンセラー講話受講）

弊社からの要望で朝ごはんの大切さ、熱中症予防を中心に話していただき、誰でも理解しやすいものでした。講演終了時には社員同士で今回得た知識を共有し、現場や職場環境をより良くしていくための取り組みについて話し合う姿もみられました。（管理栄養士講話受講）



### おねがい

できるだけ多くの事業所様にご利用いただくために、**1事業所につき原則年1回**とさせていただきますのでご了承ください。集合研修が難しい事業所様（シフト勤務制、支社や営業所が複数ある等）は事前にご相談ください。

職員の健康づくりにお役立て下さい。お申込みお待ちしております！

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

## 令和2年度 健康保険委員表彰

協会けんぽでは、健康保険委員の活動や功績に対して、感謝の意を表するとともに健康保険事業のさらなる円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を目的に健康保険委員表彰を行いました。

### 理事長表彰

下地 健之様  
沖阪産業 株式会社



### 支部長表彰

※順不同

嘉数 志乃様  
沖縄バス 株式会社

稲福 奈都子様  
株式会社 高橋土建

知念 さとみ様  
ウェルネス 西崎病院

宮城 力様  
株式会社 システック沖縄

金城 初男様  
社会医療法人 葦の会

湯原 千鶴子様  
社会福祉法人 中陽福祉会  
特別養護老人ホームあやはし苑

玉代勢 知子様  
有限会社 北部通信建設

引き続き健康保険事業にご協力をお願い致します。

＜健康保険委員に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス4番＞

## 1月下旬 「医療費のお知らせ」をお送りします



加入者の皆様に、受診された医療機関や医療費の確認をしていただくとともに、健康の大切さについて関心を高めていただくことを目的として、年に1回お勤めしている事業所を通じて「医療費のお知らせ」をお渡ししています。

対象となる  
期間

令和元年10月から令和2年9月までの診療分が対象となります。

※診療報酬明細書の内容に不備があり医療機関に返戻している場合や、医療機関等の請求遅れがある診療分については記載されません。

内 容

診療を受けた方の氏名、診療月、診療日数、医療機関名、医療費の額などが記載されています。

事務  
ご担当者様へ

- 被保険者ごとにお勤め先へ「親展」で送付します。**開封せず**に被保険者の方へお渡しいただきますようお願いいたします。
- 退職された方のお知らせは、お手数ですが返信用封筒にて協会けんぽ沖縄支部までご返送をお願いいたします。
- 医療費のお知らせを医療費控除に活用する場合は、令和2年10月診療分～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を申告書に追加して添付するよう被保険者様へお知らせください。

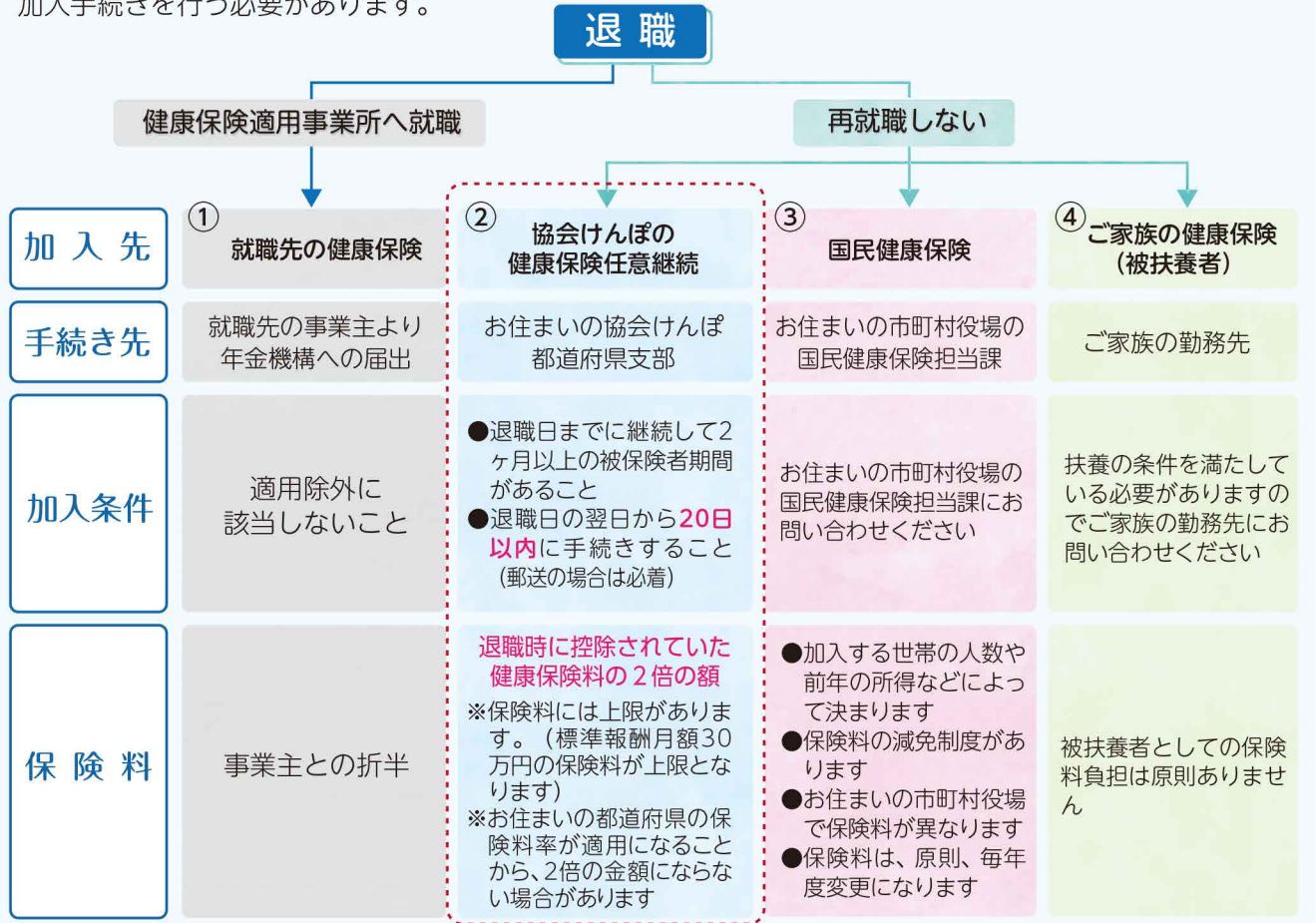
＜医療費のお知らせに関するお問い合わせ先 レセプトグループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス3番＞

確定申告（医療費控除）に係るお問い合わせは管轄の税務署へ！  
詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

## 退職後の健康保険加入のご案内

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの医療保険制度への加入が義務付けられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかによる健康保険の加入手続きを行う必要があります。



### 協会けんぽの任意継続被保険者(上の図②)

退職などにより協会けんぽの被保険者資格を喪失したときは、下記の①②の要件を満たしている場合、協会けんぽの健康保険に引き続き加入することができます。

- ① 資格喪失日の前日(退職日)までに、加入期間が2ヵ月以上あること
- ② 資格喪失日(退職日)の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること



任意継続の手続きの際に、**被保険者資格喪失届**のコピーを申請書へ添付してください。

※喪失届は日本年金機構の受付印がおされていなくても差し支えありません。喪失届コピーの添付がなくても任意継続加入のお手続きはできますが、その際は従来通り年金機構からの情報を受けての交付になりますので、保険証の発行にお時間がかかります。また、退職が確認できるものとして**雇用保険被保険者離職票のコピー**や**事業主名で交付した退職証明書のコピー**で代用できます。

《任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス①》



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

☎代表：098-951-2211

▼申請書はこちら

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため宛先住所の記入が省略できます。



＼年金事務所からのお知らせです。／

## 社会保険関係事務の調査結果について（中間報告その2）

### 1 資格取得関係

（紙面の都合上、上記につきましては、2020年11月号の10ページに掲載しています。）

### 2 報酬月額関係

#### (1) 資格取得時の報酬訂正

- ①資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に残業手当の見込額が加算されていない。
- ②資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に通勤手当が加算されていない。  
→上記の①、②は取得時に遡って報酬額を訂正していただきました。

#### (2) 月額変更届のもれ

- ①入社当初は通勤手当がなかったが、数ヶ月後に通勤手当が支給されるようになり、支給されてから3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があったにもかかわらず月額変更届を提出していない。  
(通勤手当額の変更は、固定的賃金の変動となります。)
- ②日給制から月給制に変更になり、その後の3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があるにもかかわらず月額変更届を提出していない。  
(給与体系の変更も月額変更の対象になります。)
- ③月給(基本給)が〇〇円アップしたが、基本給だけで3ヶ月平均したため従来の等級と2等級の差が生じず月額変更届を提出していない。  
(平均額を見るときは、基本給などの固定的賃金だけではなく総支給額の平均となります。)  
→上記①～③は該当月に遡及して月額変更届を提出していただきました。

#### (3) 算定基礎届

- ①総支給額ではなく、通勤手当控除後の金額を算定基礎届に記載していた。
- ②チェックもれや見誤り等のため、算定基礎届に記載した報酬額と賃金台帳の金額が相違していた。
- ③未メで翌月払いの事業所で、4月、5月、6月に支給した金額とすべきところを、月分給与として翌月の5月、6月、7月に支給した額を掲載していた。

### 3 その他

#### (1) 賞与支払届

年末に臨時的に年末手当として〇万円から〇万円が支給されていたが、名称が賞与ではなかったことから賞与支払届が提出されていなかった。  
→労務の対象として年3回以下支給されるものは名称に関係なく賞与として取扱いますので2年前に遡及して賞与支払届を提出していただきました。

#### (2) 二以上勤務届

2箇所以上の事業所から給与が支給されているにもかかわらず、「二以上勤務届」が提出されていなかったため、2箇所以上の給与が支給された時に遡って「二以上勤務届」を提出していただきました。

窓口の混雑緩和のためにも、郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

郵送での  
提出先

〒812-8579 日本年金機構 福岡広域事務センター宛  
※郵便番号と宛名を記載するだけで届きます。

お問い合わせ先は、各年金事務所の

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

適用調査(徴収)課です。自動音声案内「3→2」

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.2

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。  
今回は年次有給休暇の取得義務化についてのお話です。



城間先生

**Q** 私は4月1日パートで採用されました。週4日の1日5時間の勤務です。  
パート社員でも有給休暇は貰えるのでしょうか？

**A** はい。貰えますよ。**1.半年間継続して雇われていること、2.全労働日の8割以上を出勤していること、この2点を満たしていること**が条件です。労働基準法第39条によると使用者はその雇入れの日から起算して6か月間継続し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、有給休暇を与えなければならないとしています。



相談者

**Q** 分かりました。採用されて6か経過後の10月以降に自分の年休が使えるわけですね。  
勤務日数が短い他のアルバイトの方でも同じように有給休暇は貰えるのでしょうか？

あなたの場合、これらの要件をみたしているとして労働日数が週4日なので10月1日に7日の年次有給休暇が与えられますよ。(下表2参照)

**A** はい。先程の2点の条件を満たしていることが必要です。  
例えば、週3日の場合は年間5日、週2日の場合は年間3日、週1日の場合は年間1日と労働日数に比例した日数の年休が与えられます。なお、パート従業員として働く労働者でも労働日数週5日以上または労働時間週30時間以上の労働者には通常の労働者と同様に年間10日の年休が与えられます。(下表1参照)

**Q** そうなんですね。年休の申請は理由の欄に家庭の都合など書かなければもらえないのでしょうか？家庭内のことを細かく書くことにためらいを感じてしまいます…

**A** 実際に全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じているようですが、年休使用の理由は自由であり、休養、旅行、ライブ観戦、リフレッシュ休暇など目的はいろいろなので好きな理由で申請するといいですよ。

表1 通常の労働者の付与日数(週5日以上、30時間以上)

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

表2 週所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数(週4日以下、30時間未満)

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

社労士電話相談  
☎098-861-2681

1月8日、15日、22日、29日  
2月5日、12日、19日、26日 毎週金曜日午後1時から5時まで

無料電話相談

～社会保険委員会・社会保険協会からのお知らせ～

## 年金シニアライフセミナーのご案内

退職後の年金、健康保険などの手続きや給付など、また、健康で生きがいのある生活設計に役立つように分かりやすくご説明いたします。

退職を間近に控えた方、配偶者、事務担当の方などお気軽にお越し下さい。



日 程	会 場 名	募集定員	講 師
令和3年 2月15日(月)	沖縄産業支援センター会議室 (302・303)	45名	<b>I部：社会保険関係</b> 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏
令和3年 2月16日(火)	沖縄商工会議所ホール (沖縄市)	45名	<b>II部：シニアライフを楽しむための 健康と生きがいづくり</b> 保健師・看護師 千葉 千尋 氏
受付13:00～ 開始13:30～ 終了16:30		定員に達し次第締め切りとさせていただきます。	

参加対象者

50歳以上の厚生年金保険被保険者及び配偶者、事務担当者または年金委員の方  
※ご夫婦でのご参加もお勧めします。

内 容

**I部**：退職後の健康保険、年金、雇用保険の手続き・給付などについて  
**II部**：退職後の健康と生きがいづくりなど

参加料  
無料

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、FAX又はEメールにてお申し込み下さい。

お申し込み  
お問い合わせ

一般財団法人 沖縄県社会保険協会  
沖縄県社会保険委員会

TEL 098-861-2681・2644

**FAX 098-861-2682**

E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

※新型コロナウイルスの感染防止対策のため、体調のご確認、マスクの着用等にご協力下さい。  
なお、詳細については社会保険協会ホームページ等にて改めてご連絡させていただきます。

## 年金シニアライフセミナー参加申込書

参 加 日	令和3年2月 日	会 場	<input type="checkbox"/> 沖縄産業支援センター <input type="checkbox"/> 沖縄商工会議所ホール		
事業所名		電話番号			
所在地	〒	FAX			
参 加 者	氏 名	性別	年齢(代)	区分 (該当する方に✓を)	※連絡先等
		男・女		<input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 事務担当者 <input type="checkbox"/> その他	
		男・女		<input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 事務担当者 <input type="checkbox"/> その他	
		男・女		<input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 事務担当者 <input type="checkbox"/> その他	

※ この申込書にご記入いただきました個人情報は当セミナーの目的以外の使用はいたしません。